

役員報酬規程

沿革 平成14年9月1日 14規程第2号 制定

平成23年7月1日 23規程第2号 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、定款第38条の規定に基づき、一般財団法人流通システム開発センター（以下「この法人」という。）の役員に対する報酬の支給基準について定めることを目的とする。

(役員報酬の基準額等)

第2条 常勤の役員に対し、報酬を支給する。

2 常勤役員の報酬は、年俸制とする。

3 常勤役員の年俸の基準額（以下「基準年俸額」という。）は、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ各号に掲げる額とする。

- | | |
|------------|-------------|
| (1) 会長 | 19,500,000円 |
| (2) 専務理事 | 19,500,000円 |
| (3) 常務理事 | 16,000,000円 |
| (4) 理事及び監事 | 14,000,000円 |

4 常勤役員の年俸の額は、基準年俸額を上限として、その者の能力、経験及び業務の実態等を考慮し、会長が理事会の決議を得て決定する。

(非常勤役員報酬額)

第3条 非常勤役員の報酬額は、定款に定める職務の執行に対して、1日につき25,000円を支給する。

附 則

1 この規程は、平成14年9月1日から施行する。

2 この規程の実施の際、現に役員である者に支給されている年俸の額は、第3条の規定に基づき決定されたものとみなす。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項が準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。